

身体的拘束最小化のための指針

I. 基本方針

1. 身体的拘束の最小化に関する基本的な考え方

当院では、患者の基本的人権を尊重する観点から、身体的拘束を極力行わない。患者の生命および身体が危険に曝される可能性が著しく、身体的拘束を行う以外に安全を確保する代替方法がない場合を除いて身体的拘束をしない診療・看護の提供に努める。

この指針でいう身体的拘束は、抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの用具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。

2. 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合

1) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う要件

患者または他の患者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、次の3要件をすべて満たした場合に限り、必要最低限の身体的拘束を行うことができるとする。

切迫性：患者本人または他の患者の生命または身体が危険にさらされている可能性が著しく高いこと

非代替性：身体的拘束を行う以外に切迫性を除く方法がないこと

一時性：身体的拘束が必要最低限の期間であること

2) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の説明と同意

上記3要件については医師・看護師を含む多職種で検討し、医師が指示し患者・家族等への説明と同意を得て行うことを原則とする。

3) 身体的拘束を行う場合は、当院の「マニュアル」に準ずる。

3. 身体的拘束最小化に取り組む姿勢

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

(1) 患者主体の行動、尊厳を尊重する。

(2) 言葉や応対などで、患者等の精神的な自由を妨げない。

(3) 患者の思いをくみとり、患者の意向に沿った医療・ケアを提供し、多職種協働で患者に応じた丁寧な対応に努める。

(4) 身体的拘束を誘発する原因の特定と除去に努める。

(5) 薬物療法、非薬物療法による認知症ケアやせん妄予防により、患者の危険行動を予防する。